

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課 ☎66・1102
☎66・1103

■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の申請(☎66・1102)

後期高齢者医療保険に加入して非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

この認定証を通院・入院時にて医療機関窓口に提出していただくと、1カ月の窓口負担金額が、自己負担限度額までにおさえられます。

また、入院時の食事代についても別表のとおり減額されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成24年7月31日までです(引き続き該当となる方は、7月下旬に発送します)。

新たに認定証が必要な方は、申請手続きを行ってください。

○申請手続きに必要なもの
印鑑、後期高齢者医療保険証

■国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請(☎66・1103)

○限度額適用認定証

国民健康保険被保険者は申請により限度額適用認定証が交付されます。交付された限度額適用認定証を医療機関の窓口に提出することにより、1カ月に支払う窓口負担金額が、自己負担限度額までとなります。

70歳以上で、かつ、非課税世帯などでない方は高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりとなります。

○標準負担額減額認定証

非課税世帯の国民健康保険被保険者が入院した場合、申請により入院時の食事代(標準負担額)は別表のとおり減額されます。

○認定証の申請

随時受け付けていますので、必要な方は申請をしてください。

○認定証の更新

現在、交付されている限度額適用認定証および標準負担額減額認定証の有効期限は平成24年7月31日までです。8月以降も認定証が必要な方は、必ず7月中に更新手続き

をしてください。
○手続きに必要なもの
保険証、印鑑、認定証(更新の方)

【共通事項：別表】

| 区 分 | | 1食あたりの入院時の食事代 |
|-----------------|------------------------------|---------------|
| 標準負担額減額認定証がない場合 | | 260円 |
| 市県民税非課税世帯 | 90日まで入院 | 210円 |
| | 90日を越える入院(申請月から過去12カ月間の入院日数) | 160円 |

*市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方と、後期高齢者医療保険に加入の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

保険年金課 ☎66・1102

◆7月中旬に新しい保険証をお送りします。

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は平成24年7月31日です。新しい保険証は7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送ります。受け取りの際、印鑑または署名が必要です。配達時に不在の場合は、郵便局へ再配達の依頼をするか、直接受け取りに行ってください。預かり期間後は、保険年金課に現在お持ちの保険証または身分証明書などと印鑑を持参し、受け取ってください。

また、保険料額決定通知書、保険料額納入通知書などは別便でお送りします。

○新しい保険証は若草色

保険証の色が、オレンジ色から若草色に変わります。

8月1日以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。有効期限の切れた保険証は、保険年金課または東・形原・西浦の各出張所へお返しください。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

保険年金課 ☎66・1103

70歳以上の国民健康保険被保険者の方に交付している国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)の有効期限は平成24年7月31日です。新しい高齢受給者証は7月末までに郵送します。

8月以降、医療機関などを受診するときは、新しい高齢受給者証を提示してください。有効期限の切れた高齢受給者証は、保険年金課または東・形原・西浦の各出張所へお返しください。

沖縄などに旅行をされる方へ植物検疫からのお知らせ

農林水産課 ☎66・1126

沖縄など一部地域には、その他の地域にない病害虫が発生しています。この病害虫がまん延すると、農作物に大きな被害をもたらす可能性があります。このため植物防疫法では、沖縄などから一部の植物を持ち出すことを規制しております。病害虫のまん延防止にご協力をお願いします。